

# 短期入所生活介護重要事項説明書

社会福祉法人 徳栄会

ショートステイ成田苑

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

※受付時間は原則、月～金の下記時間

電話 0476-36-6311 (8:30～17:00)

担当 生活相談員 山岡 恵

2. 短期入所生活介護 成田苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	短期入所生活介護成田苑
所在地	千葉県成田市大室1783-22
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (1271600270)

(2) 施設の職員配置体制

管理者	1名(入所施設と兼務)
医師	1名(非常勤)
生活相談員	1名
介護支援専門員	1名(入所施設と兼務)
栄養士	1名(入所施設と兼務)
事務職員	1名(入所施設と兼務)
看護職員	2名(入所施設と兼務)
介護職員	20名(入所施設と兼務)
機能訓練指導員	1名(入所施設と兼務)

調理員 (業務委託)  
※職員の人員配置については、指定基準を遵守しています。

### (3) 施設の概要

定員	10名		
居室 (4人部屋)	面積(53.47㎡) 面積(47.50㎡)	個室	面積(14.40㎡) 面積(15.25㎡)
静養室	1室 2床	医務室	1室
食堂	1室	機能訓練室	1室
喫茶コーナー	1室	浴室	一般浴槽。特殊浴槽

### 3. 短期入所生活介護の内容

#### ご利用期間

1 令和 年 月 日から令和 年 月 日  
2 令和 年 月 日から令和 年 月 日  
3 令和 年 月 日から令和 年 月 日

入所時間 : ご利用開始日の 8:30から

退所時間 : ご利用終了日の 17:00まで (原則として)

#### ○サービス内容

##### <居室>

従来型多床室(4人部屋)

従来型個室

空床利用 \*入居様が入院している期間に限り、その居室を利用する場合があります。  
(ユニット型個室含む)

##### <食事>

朝食 8:00~9:00

昼食 12:00~13:00

夕食 18:00~19:00

##### <入浴>

週に2回の入浴となります。但し、状態に応じ清拭になる場合もあります。

##### <介護>

ご希望や状況に応じ適切な介護サービスを提供します。

(着替え・入浴・排泄・食事・施設内移動等の介助、体位変換・シーツ交換等)

##### <レクリエーション・行事>

各ユニットにおいて入居者の状態に応じたレクリエーションを行ないます。

季節に合わせた行事を計画し、入居者間の交流を通し楽しい時間の共有を行います。

行事によっては、別途参加費が必要なものもございます。

##### <機能訓練>

機能訓練室にて、日常生活動作に必要な機能訓練を、入居者の状況に応じて行ないます。

##### <健康管理>

短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

感染症及び食中毒の予防に努めます。

##### <理美容サービス>

月に1回実施致します。

※料金は別途かかります。

#### <特別食の提供>

療養食(糖尿食・高血圧食等)の必要な方については、医師の指示に基づき療養食を提供致します。  
その場合、介護保険給付費の一部負担がございます。

2

#### 4. 利用料金

##### (1)

(1) 短期入所生活介護サービス費

※ 別紙参照

(2) 加算料金

※ 別紙参照

(2) 食費・居住費

※ 別紙参照

(3) その他自己負担となるもの

①理美容代

②特別食

③行事参加費等

(4) 送迎費

サービス提供地域内 厚生大臣が定めるところによる。

サービス提供地域外 20kmまで・・・2000円

21km～30kmまで・・・上記に1000円増しとする。

※ 県外、及び上記距離を著しく相違あった場合、別途協議する。

送迎を希望される方は、下記のサービス提供地域内の方は介護保険の送迎加算にて対応します。それ以外の地域については送迎費用を頂きます。

提供地域:成田市 多古町 芝山町 神崎町 富里市

(5) 記録の複写費用

1枚につき ￥10円

(6) 支払い方法

前記(1)～(5)の料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので翌月以降、請求書送付後7日以内に持参払いにて、お支払下さい。

お支払いいただきますと、利用者に対し領収書を発行します。

3

#### 5. 短期入所生活介護の中止、終了

①利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

※入所前の前日午後17時までにご連絡いただいた場合 無料

※入所前の前日午後17時までにご連絡がなかった場合 1日の利用料の50%

②入所後の中止、終了

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

す。

- ・利用者が中途退所を希望した場合。
  - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
  - ・利用中に体調が悪くなった場合。
  - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- 上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申し込み

まずはお電話でお申し込み下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3か月前からできます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申込みにより、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了

1. 利用者が介護保険施設に入所した場合
2. 利用者がお亡くなりになった場合
3. 介護保険認定区分が要支援1, 2 非該当(自立)と認定された場合。  
※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。

#### ③次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

1. 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず7日以内に支払わない場合。

4

2. 利用者が病院又は診療所に入院し、医師の診断により1ヶ月以上の入院加療が見込まれる場合。

3. 利用者の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

4. 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

5. その他やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

6. 利用者の要介護認定の更新で、非該当(自立)又は要支援1, 2と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は自動的に終了します。

7. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ②利用者が死亡した場合。

## 7. 当施設のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

管理者や従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては地域住民またはその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。

## (2)施設利用にあたっての留意事項

- 1 面会 ...原則8:30~18:00
- 2 外出、外泊 ...体調に応じて随時可能です。前日までにご連絡下さい。
- 3 飲酒、喫煙 ...館内は禁煙です。飲酒もご遠慮下さい。
- 4 所持金品の管理 ...所持金品は、ご家族様の方で管理願います。
- 5 設備、器具利用 ...施設内の居室な設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。  
これに反したご利用により破損等が発生した場合、弁償して頂く場合があります。
- 6 食べ物の持ち込み...面会時職員に確認して頂き、ご本人様と召し上がって頂く事は可能

ですが、食べ残しを居室内に置いていかないで下さい。どうしても置いて、後で召しあがりたい場合は、職員にてお預かりします。

- 7 宗教活動 ...施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい
- 8 ペット ...施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

## 5

### 8. 非常災害対策

災害時の対応...職員等は火災等を発見した場合、直ちに消防機関へ通報すると共に、他の職員及び施設内にいる者に知らせ、苑内にいる者の避難誘導に全力をあげること  
地震時、防災責任者は職員に指揮し火気使用設備等からの出火防止措置を行う  
避難は、防災機関からの避難命令又は防火責任者の判断により開始する。  
職員は、利用者に対し安全を確保しつつ必要な援助等行ない混乱防止に努める

防災設備 ...スプリンクラー設備・火気通報装置・自動火災報知設備・消火器・避難器具  
非常警報設備等

防災訓練 ...年/3回(年行事計画より)

防火責任者 ...1名

### 9.虐待防止対策

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業者に周知徹底を図り、指針を整備する。従業員に対し、研修を定期的実施する。

### 10. サービス内容に関する相談・苦情担当

#### ①施設利用者相談・苦情担当

山岡 恵 電話 0476-36-6311

#### ②その他

当施設以外に各市町村にて相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名 成田市

担当 高齢者福祉課 電話 0476-20-1537

市町村名 富里市

担当 高齢者福祉課 電話 0476-93-1111

市町村名 芝山町

担当 福祉保健課 電話 0479-77-3914

市町村名 多古町

担当 保健福祉課 電話 0479-76-3185

市町村名 神崎町

担当 保健福祉課 電話 0479-72-1603

国民健康保険団体連合会 電話 043-254-7428

11. 法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 徳栄会  
 代表者役職・氏名 理事長 高根 宏  
 本部所在地 千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番地1

定款の目的に定めた事業 1. 第1種社会福祉事業  
 2. 第2種社会福祉事業  
 3. 居宅介護支援事業  
 4. その他これに附随する業務  
 施設等 特別養護老人ホーム 4ヶ所  
 短期入所生活介護 4ヶ所  
 通所介護 2ヶ所  
 居宅介護支援事業所 2ヶ所

< 緊急時の対応 >

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先

住所
氏名 続柄
電話番号(自宅)
電話番号(携帯)

主治医

病院名又は診療所名
医師名 ( )科
住所
電話番号

令和 年 月 日

指定介護老人福祉利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な説明事項を説明致しました。

事業者

千葉県成田市大室1783-22  
短期入所生活介護 成田苑  
理事長 高根 宏  
説明者  
生活相談員 山岡 恵

私は、契約書及び本書面により事業者から指定短期入所生活介護についての  
重要事項の説明を受けました。

利用者  
住所 千葉県成田市野馬込286

氏名

代理人  
住所

氏名

続柄( )